

## 総合評価書

平成20年3月

評価対象名	第10次労働災害防止計画
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部
関係部局・課室	—

## 1. 関連する政策体系

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	安全・安心な職場づくりを推進すること
施策目標	2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
個別目標	1	安全対策の推進を図ること
個別目標	2	労働衛生対策の推進を図ること
個別目標	3	事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること
個別目標	4	労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること
個別目標	5	働き方の見直しによる長時間労働を是正すること

## 2. 評価の契機等

第10次労働災害防止計画（平成15年3月厚生労働大臣決定）は平成15年度を初年度とし平成19年度を最終年度としている。このため、次期労働災害防止計画の策定に向けて、本計画の見直しが必要となっている。

## 3. 評価の方法等

## (1) 評価の観点

働く人々の安全と健康を確保することは、労働者福祉の基本であり、また、国民的課題である。

労働災害防止対策の実効性を向上させるためには、政府、事業者等関係者が一体となって総合的かつ計画的に実施する必要がある。このため、政府は、自らの施策を明らかにするとともに、事業者等の自主的活動のための指針を示すため、昭和33年から10次にわたって労働災害防止計画を策定している。

第10次労働災害防止計画は、以下の4点を目標として掲げ、職場における労働者の安全と健康の確保を図ることとしている。

目標① 労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る。

目標② 計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少させる。

目標③ じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭層中毒等の撲滅を図る。

目標④ 過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る。

今回の評価は、次期労働災害防止計画の策定にあたり、上記目標の達成状況等を検証するものである。

(参考) 労働安全衛生法（抄）

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に

関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

## (2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

目標① 労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る。

(評価指標)

- ・労働災害による死亡者数

目標② 計画期間中における労働災害による死傷者数（労働災害総件数）を20%以上減少させる。

(評価指標)

- ・労働災害による死傷者数（労働災害総件数）

目標③ じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る。

(評価指標)

- ・じん肺新規有所見者数
- ・有機溶剤中毒死亡者数
- ・一酸化炭素中毒死亡者数
- ・酸素欠乏症死亡者数

目標④ 過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る。

(評価指標)

- ・脳・心臓疾患にかかる労災認定件数（過重労働の労災認定件数）

### 【資料出所】

- ・目標①から③までの評価指標は、労働基準局安全衛生部調べによる。
- ・目標④の評価指標は、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況」による。

また、第10次労働災害防止計画の実施状況を踏まえつつ、次期労働災害防止計画を策定するにあたり、平成19年10月以降、労働政策審議会安全衛生分科会において議論を行った。

## 4. 評価結果等

### (1) 評価結果（問題点及びその原因）

【目標①：労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る。】

労働災害による死亡者数の平成19年末の予測値は1,340人であり、年間1,500人を下回って目標達成することが見込まれる状況である。

これは、死亡災害が多発している建設業、陸上貨物運送事業や、機械災害対策、交通労働災害対策に重点的に取り組んだ結果、当該業種等で大幅に死亡災害が減少し、全体目標の達成に寄与したことによるものと考えられる。

	平成14年	→	平成18年
死亡者数（建設業）	607人	→	508人
死亡者数（陸上貨物運送事業）	169人	→	121人
機械災害による死亡者数	692人	→	580人
交通労働災害による死亡者数	508人	→	399人

【目標②：計画期間中における労働災害による死傷者数（労働災害総件数）を20%以上減少させる。】

計画期間中の労働災害による死傷者数（労働災害総件数）の平成19年末の予測減少

率は約10%であり、目標達成は難しい状況である。

これは、死傷災害の最も多い第3次産業で死傷者数が増加し、その他の業種でも大幅な減少が見られなかった結果、全体の死傷者数の減少傾向が鈍化したことによるものと考えられる。

	平成14年	→	平成18年
死傷者数(第3次産業)	39,892人	→	43,644人

【目標③：じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る。】

目標達成は難しい状況である。

これは、じん肺、職業がんは横ばい、中毒災害は取組を進めた対象作業において減少したが、全体としてはなくなっておらず、依然として、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等も発生していることによるものである。

	平成14年	→	平成18年
じん肺新規有所見者数	254人	→	253人
有機溶剤中毒死亡者数	3人	→	2人
一酸化炭素中毒死亡者数	5人	→	9人
酸素欠乏症死亡者数	7人	→	9人

【目標④：過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る】

目標達成は難しい状況である。

これは、過労を原因とする脳・心臓疾患、仕事上のストレスによる精神障害の労災認定件数が増加していることによるものである。このため、過重労働による健康障害については、労働安全衛生法の改正を行い、平成18年度から対策を強化したが、まだ全面適用されておらず、今後その効果を見極める必要がある。

	平成14年	→	平成18年
脳・心臓疾患にかかる労災認定件数	317件	→	355件
精神疾患の労災認定件数	100件	→	205件

## (2) 今後の検討の方向性

上記(1)のとおり、第10次労働災害防止計画における取組は、目標①に関しては所期の目標が達成される見込みがあるものの、目標②、③及び④に関しては目標達成は難しい状況である。

第10次労働災害防止計画における取組状況の評価を踏まえ、第11次労働災害防止計画における安全衛生対策の検討については、労働災害全体を減少させるためのリスク低減及び重篤な労働災害の防止という二つの観点からの取組を検討する。

### (1) 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進

目標②に関しては目標達成は難しい状況であるため、死傷災害等の労働災害全体を一層減少させていく必要がある。このため、事業主が事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」を広く定着させる取組を促進する。

### (2) 重篤な労働災害を防止するための対策の充実

目標①については達成が見込まれる状況であるが、死亡者数は依然として千人を超えており、また、目標③及び④に関しては目標達成が難しい状況であることから、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、これらの労働災害が多く発生している作業、機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を継続的に図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

## 5. 評価結果の反映状況

本評価結果を踏まえ、平成20年3月19日に、平成20年度から同24年度までの

5年間を対象期間とする第11次労働災害防止計画（平成20年厚生労働省発基安第0319001号）を策定した（別紙1）。本計画は、評価結果において取組を検討することとした、（1）労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進、（2）重篤な労働災害を防止するための対策の充実をねらいとしたものである。具体的には、以下のとおりである。

【第11次労働災害防止計画の目標】

- 死亡者数について対平成19年比で20%以上減少させること
- 死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させること
- 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること

【第11次労働災害防止計画の概要】

- 1 自主的な安全衛生活動の促進
- 2 特定災害対策
- 3 労働災害多発業種対策
- 4 職業性疾病等の予防対策
- 5 石綿障害予防対策
- 6 化学物質対策
- 7 メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策
- 8 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策
- 9 安全衛生管理対策の強化について
- 10 効率的・効果的な施策の推進について

【参考】厚生労働省ホームページURL

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/index.html>

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

特になし。

(2) 外部有識者等の活用状況

第11次労働災害防止計画の策定にあたり、労働政策審議会安全衛生分科会において審議された。

- ・平成19年10月22日（第11次労働災害防止計画骨子案にかかる審議）

【参考】厚生労働省ホームページURL

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/s1022-13.html>

- ・平成20年1月24日（第11次労働災害防止計画（案）にかかる審議）

【参考】厚生労働省ホームページURL

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/01/s0124-4.html>

- ・平成20年2月20日（第11次労働災害防止計画（案）にかかる審議及び諮問、答申）

【参考】厚生労働省ホームページURL

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0220-4.html>

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

パブリックコメント等は実施していない。